学校いじめ防止基本方針

阿波市立市場中学校

１　基本方針

学校教育目標の実現をめざすことで、いじめを予防することを基本とする。

２　推進方針

基本方針に則り、次の５項目を重点的に推進する。

（１）生徒の良い人間性を育むことを学校教育の基盤とし、思いやりのある生徒を育てる。

（２）全教職員が共通認識のもと、組織として生徒指導が機能する体制をつくる。

（３）学校、保護者、地域が連携して、いじめの予防に努める。

（４）生徒理解を進めるとともに、広く情報収集を行い、いじめの早期発見に努める。

（５）いじめ発生時は、阿波市いじめ防止基本方針に則り、速やかにいじめの解消に努める。

３　校内組織

いじめ防止対策推進法第２２条の規定により、校内に「学校いじめ対策組織」を置く。この組織は、校長、教頭、教務主任、学年主任、生徒指導主事、教育相談コーディネーターで構成することを基本とし、状況に応じて、人権教育主事、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、学級担任、教科担任、部活動顧問、関係教職員を加え、外部から、スクールカウンセラー、関係機関担当者の参加を求めるものとする。

いじめ予防の推進は、共通認識のもと全教職員で取り組むものとする。

４　教育相談体制

教員と生徒及び保護者、生徒間の良い人間関係づくりに努めるとともに、生徒や保護者が相談しやすい体制づくりに努め、保護者からの相談を直接受け止められるようにする。また、生徒や保護者が、スクールカウンセラー、関係機関等の教育相談を受けることができるように努める。

５　いじめの予防

（１）生徒指導

全教育活動を通して、心を育てるルール指導の徹底、自己貢献感の育成を図るとともに、特別活動や学校行事による良い人間関係づくりを推進する。

（２）学級集団づくり

心を育むルール作り、良い人間関係の構築、自主的に活動できる行動システムの構築を推進する。

（３）学力向上

毎日繰り返すスパイラル学習、教育機器等の効果的な活用、主体的に学習する力を伸ばす指導により学力の向上を図る。

（４）保護者との連携

生徒の教育を中心とした協力体制の構築に努めるとともに、家庭訪問、個人面談、家庭連絡等により連携の強化を図る。

（５）地域との連携

青少年育成補導センター、阿波市教育支援センター、阿波市子育て支援課、他の関係機関との協力体制の構築を図る。

6　早期発見

（１）生徒から

年２回程度、生徒アンケートを実施するとともに、日常観察や生活記録から生徒の変化を敏感にキャッチし、生徒からの相談の機会を見逃さないように配慮する。また、月１回程度定期的に教職員間で情報共有することで、全教職員の見守り体制を構築する。

（２）保護者から

生活記録、個人面談、家庭訪問、家庭連絡、教育相談を通じて、情報収集に努める。

（３）地域から

青少年育成補導センター、阿波っ子スクール、阿波市子育て支援課、他の関係機関との連携を図り、情報収集に努める。

7　いじめへの対処

（１）いじめの発見・通報を受けた時の対応

正確かつ迅速に事実関係の把握を行い、「学校いじめ対策組織」において、認知したいじめへの対応方針を決定する。職員会議等を通じて、いじめの情報を共有し、対応方針について全教職員の共通理解を図り、役割分担を明確化して組織的に対応し、保護者に対して適切に情報提供を行い、連携・協力を図る。

（２）いじめを受けた生徒、保護者への支援

いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるようにするための必要な措置を取り、複数教員で面談等を実施して、本人や保護者に必要な情報を適切に提供する。その時、本人や保護者の気持ちに寄り添って、要望や相談への適切な対応をする。スクールカウンセラーの活用等、専門家による継続的な心のケアに取り組む。

（３）いじめを行った生徒への指導と保護者への助言

毅然とした対応と粘り強い指導を通じて、いじめを行った生徒の十分な反省を促し、いじめを受けた生徒を守る観点から、必要に応じて別教室等での学習を行わせる。いじめの背景を考え、行為に対する責任を明確にし、再発防止に努める。複数教員で面談等を行い、保護者に十分説明して理解と協力を求める。

（４）他の生徒への指導

新たないじめを防止するための指導の徹底を図るとともに、傍観者や取り巻きもいじめを助長していることを理解させ、「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を徹底する。

（５）市教育委員会への報告と連携

いじめを認知した場合は、速やかに市教育委員会に報告し、適切な連携を図る。状況に応じて、いじめを受けた生徒を守る観点から、出席停止措置の適用を要請する。事案によっては、阿波市教育支援センターサポートチームや学校問題解決支援チームの派遣を要請し、外部専門家の協力を得て対応する。

（６）関係機関への相談・通報

恐喝、暴行、傷害等の犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案は、ためらうことなく早期に警察に相談し、連携した対応を取る。生命又は身体の安全が脅かされる場合には、直ちに警察に通報する。ネット上のいじめが行われた場合、いじめに係る情報の削除依頼や発信者情報の開示請求について、必要に応じて警察や法務局に協力を求める。

８　校内研修

全ての教職員の共通認識を図るため、年度初めに、学校いじめ防止基本方針を始めとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を行う。また、生徒理解を学期１回程度実施する。

９　重大事態への対処

いじめにより、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じたり、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされたりしている疑いがあると認めるときは、事実確認の結果を直ちに市教育委員会に報告するとともに、連携して対処する。

10　取組の評価

いじめ問題への取組等について、学校評価の項目に加え、自校の取組を評価し、期待するような指標等の改善が見られなかった場合には、その原因を分析し、次の取組内容や取組方法の見直しを行う。

11　年間計画（いじめ防止プログラム）

人づくり、集団づくり、学力づくりを進め、自己貢献感、自己責任感、自己受容感を育み、良い人間関係を醸成することにより、いじめの予防を図る。

月	内容	対象者	担当
４月	学校基本方針等の共通理解	教職員	生徒指導主事
	指導体制や指導計画の公表・周知	教職員・保護者	〃
	家庭訪問	生徒・保護者	教務主任
	学年始め生徒理解	教職員	生徒指導主事
	学年始め生徒指導	生徒	〃
	PTA 総会	保護者	教務主任
	携帯安全教室	生徒	生徒指導主事
	生活記録開始	生徒	学級担任
５月	家庭訪問後生徒理解	教職員	生徒指導主事
	ボランティアオリエンテーリング	生徒	学年主任
	体育祭	生徒	体育主任
	修学旅行（２年）	生徒（２年）	学年主任（２年）
６月	生活アンケート	生徒	生徒指導主事
	人権講演会	生徒	人権指導主事
	人権に関する意見発表会	生徒	人権教育主事
７月	夏休み前生徒理解	教職員	生徒指導主事
	夏休み前生徒指導	生徒	〃
	三者面談	生徒・保護者	学年主任
８月	夏休み中生徒指導	生徒	生徒指導主事
	校外補導	生徒	〃
９月	学期始め生徒指導	生徒	生徒指導主事
	市中祭（文化祭）	生徒	特別活動主任
	宿泊学習（１年）	生徒（１年）	学年主任（１年）

10月	阿波市人権講演会 遠足（３年）	生徒・保護者 生徒（３年）	人権教育主事 学年主任（３年）
11月	福祉体験学習（１年） 職場体験学習（２年） 校内合唱コンクール オープンスクール	生徒（１年） 生徒（２年） 生徒・保護者 生徒・保護者	学年主任（１年） 学年主任（２年） 音楽科主任 教務主任
12月	生活アンケート 冬休み前生徒理解 三者面談	生徒 教職員 生徒・保護者	生徒指導主事 〃 学年主任
１月	学期始め生徒指導 進路相談（３年）	生徒 生徒・保護者（3年）	生徒指導主事 進学主任（３年）
２月	学校評価アンケート 進路相談（３年）	生徒・保護者・教職員 生徒・保護者（3年）	教頭 進学主任（３年）
３月	春休み前生徒指導 １年間の検証と見直し 卒業式	生徒 教職員 生徒・保護者	生徒指導主事 〃 教務主任